

井上毅の「北海道意見」

清水昭典

(昭和44年4月30日受理)

Inoue Kowashi's view of Hokkaido

by Shyōsuke SHIMIZU

明治14年政変の舞台裏における暗躍をはじめ、国会開設の詔勅、大日本帝国憲法、教育勅語などの起草にあたった井上毅は、伊藤博文をして「国家有用之学識を有し、明治八年以来岩倉・大久保二老之親任を受し而已ならず、枢機之事務殆無不与、十有余年間軍国之大計に関する機密之文案十中七八同人の起草に有之」といわしめ、官僚として、井上が明治国家の創出にもたらした寄与ぶりは、つとに大久保利謙氏が明らかにしているところである。

ところで、明治政府は維新とともにいち早く北海道統治に着手し、その後もその経営に積極的な関心と姿勢を示したにもかかわらず、明治十年代には、北海道経営が藩閥政府部内での黒田清隆を中心とする薩派の独占するところとなったためか、大久保の歿後伊藤や井上馨ら長派の首脳に知遇を得ていた井上と北海道との関係は深いとはいえない。

わずかに、明治18年、金子堅太郎の北海道巡廻復命の結果、三県一局の行政機構が英国の植民地行政に範をとった殖民局に改められようとしたとき、井上がこの名称を北海道庁と改めさせたことが記録されているにとどまる。ところがこの道庁制の設定こそは、それまで薩派が統治を独占していた北海道に、伊藤参議・山県内務卿・井上(馨)外務卿ら中央政府において直接政権を担当していた長州の勢力が及んできたことを示すものであり、あたかも薩摩王国の観のあった北海道が、国民的規模で集権化をすすめる中央政府の一地方として統治の下に入り入れられていくことを示すものでもあった。またそれゆえに、政府官僚である、金子堅太郎や井上が北海道統治に対する関心を深め、抱負を述べる機会が生まれてくるものであったといえよう。

明治25年12月、井上上述の「北海道意見」は上述の気運がすすむ中でこれを踏まえて出版されたものであろう。同書は、伊藤博文と谷干城の序文を載せたページをはぶくと47ページの活版小冊子に過ぎないが、井上の世界の情勢に対する把握や西洋法制、人文地理の知識が当時抜群のものであったことをうかがわせるとともに行文は明晰犀利をきわめ漢文学に対する深い造詣ぶりがうかがわれ、すぐれた著述といえよう。

同書の構成は第一総論・第二開墾・第三漁猟・第四資本の供給・第五交通・第六最終の調

査・跋尾という順をとり、著者がもっとも多くのスペースと力を割いているのは第二開墾の部分である。

先ず総論では、井上の北海道開拓に対する課題、つまりなぜ北海道を急いで開拓しなければならないかという理由がはっきりとうかがわれる。すなわち「北海道を開拓するは、日本国民の義務たり。又宇内の大勢に対する我帝国の政略上の急務たり。地を開発し、文明を広布するは、宇内の間に独立する国民の一大義務として、各国の先を争ふて着手する所なり。故に亜弗利加の曠茫なる沙漠、南洋の豆散せる諸島の如き、皆既に欧州各国の占領する所となり、近く十年の間に於て、地図上に尺寸の余地を残さざるに至れり、北海道は、現に我内地の一部に属するも、六千九百十九方里の地積にして、人口僅に四十万に過ぎず、一方里僅に五十八人を容るゝに過ぎず而して、成墾の地未だ測定せる沃土二百分の一に踰ることは能はず、曠茫の野、尚熊鹿の棲たるは、是豈日本国民が天与の利源に対する人為の義務を欠くものにあらずや。今にして北海道の開拓を怠るあらは、天人の共に許さざる所なるべし。」と述べ、地図上の尺寸の土地も欧州諸国の占領するところになったいわゆる“宇内の大勢”に独立国家であるわが国も立ちおくなくてはならず北海道開拓に急速の成功を取めなければならないというのである。この“宇内の大勢”についても井上は、ロシアのシベリアにおける殖民開拓の進捗ぶりを強く意識して『露西亜の西比利亞線に於ける一部として「ウラジラストック」より黒竜江に至る鉄道は、昨年の夏、露国皇太子の親しく其地に臨み、起工式を起せし以来、兵隊を使用し、薩哈連島囚徒を使役し、星火の急を以て工事を督促し、本年を以て其の半を竣工し開業すべしと伝ふ、而して既に朝鮮と陸路貿易条約を結び「ウスリー」地方に移民し着々歩を進む、其の勢西比利亞の東部に於て、新に一国を建てんとするものゝ如し是に於てか、我か北海道の事、之を苟且に付すべからざるに迫れるは喋々を須たざる所なり。』と強調する。まことに井上にとって北海道の開拓は、宇内の大勢に即応することにほかならなかつたのである。では井上にとってとらえられた宇内の大勢とはどのような情勢であつたのか。この宇内の大勢とは維新当時の識者がしばしば口にした言葉であり、そこには西欧列強諸国の膨脹政策の進展、直接的武力侵略に対する深い危機意識が横たわっていたのである。しかし明治も二十年代となつて、井上のいう宇内の大勢にはもはや武力的侵略に対する危機感とは表面には現われず、むしろ列強、殊にロシアの資本主義的殖民開拓政策の目ざましい進捗が時勢であること、その背景として世界がほぼ列強による分割を完了してその領土の資本主義経営に入っていることを念頭にしているのである。すなわち次第に帝国主義の時代に入ろうとしている大勢を井上はつぎのように跋尾で述べている。「余嘗て露西亜の紀事を読んで其の西比利及中央亜細亞の各州総督に任するに文武の権を以てし、殊に都兒其斯坦總督治弗曼氏に韃部諸汗国に対する便宜処分の大権を委ぬるを觀て未だ嘗て任用其の人を得、器使其の道を得るを嘆せずはあらず。(浩弗曼氏が基華及布哈理と締約するは皆其名を以てし露帝の批准を要せず) 西曆千八百七十三年八月浩弗曼氏は連捷の余、遂に基華汗国を羈約し、同年九月又布哈汗国を要して之と締約し、七十五年浩罕国を併せて西

路及北路の兵線を合す。是に於て英国は露の漸く印度に迫るを見、七十八年亜非業斯坦を征し、翌年戦勝て約して藩国と爲し、以て露の南下に当る。八十年露又都児其曼を略す、此の役、軍用鉄道を布き征軍に従ふ、而して英露両国の所属地近く相触接せり、八十五年露又鉄道隊を派し、八十六年露疆より布哈里及撤馬兎罕に至るの線路完成す。其の間実に我が二百余なり。

事功の捷速なる驚くに堪へたる者あり。此れ豈優游多議日月を苟玩するの比ならんや。露の黒竜江部に於ける経営は世人の知る所なり。近日又伝ふる所に依るに露又工師に命してウラジロストック港に船渠を造り及日本海に定期航線を開かんとすと。北海道の事、英の亜非業斯坦に於る千里長征他の邦国を取りて新たに藩屏を構ふる者と同じからず、而して形勝張蹙の勢方に目睫に在り、此れ猶之を緩漫に付すべけんや。」このような井上の言いかたには、明治初期の識者が北海道を「北門の鎮鑰」として武力によって専らこれを防衛しようとした考えとは大きな変化がみられるのであり、北海道を資本主義的に開発することによって国力の強化にもたらずという明治中期の政治指導者の積極的な姿勢がうかがわれるのである。

以上のような必要からいわず資本主義的開拓政策を標榜する井上は、開拓政策着手について二つの方法があることを指摘し、甲案として「先づ第一着手に縦横の鉄道を敷設し、四隅に通せしむ」こと、乙案として「先づ沃地を開墾し、通次に部落を成し、人民生活の基礎を固むべし」とし、甲案への着手は、わが国の国力からいってとても経済のゆるすところではないとし、エジプト沙漠に鉄道を敷設した例をとって、これをとらず、先づ乙案をもって「精確なる開墾法を施行せざるべからず」とし「凡そ邦国を成立するの要素は、国土と国民と相対附着し、生活の基本として団聚部落を成すに在り」と人民土着の基礎をつくることを先決としたのである。この乙案の具体化については、「第一に地理を経画し、道路を築き、水沢を排するの事業は、政府自ら之に任すへし、第二に、土地払下区域の順序を定め、地理経画既に成るの区域のみ、先つ払下を行なふべし。第三に村落団結を組織せしむへし。第四に、現在の年貸下の規則を廃すへし。第五に土地払下の制限を定めて、一戸五万坪以下に限るへし。第六に払下を行なふに公平の方法を執るへし。第七に旧規則に依り広漠なる土地の貸下又は払下を受け、而して開墾に着手せず、又は其功程の進まざるものは、法律の約束を設けて、之を上地せしむへし。第八に五千戸以上の一団結を以て移住するものには特典を与ふへし。第九に、資本家又は開墾会社にして相当の資本を備へ、確實の目的を有する者に対しては、特別の例外を設くへし。第十に移住民に対し府県官の証明を要し、及移住の便利を予ふへし。」とする。そして以上10件の必要を更に詳述しているのであるが、ここからうかがわれるのは、拓地殖民に対する目的合理的で綿密をきわめた計画性と、この計画達成の障害、ひいては開拓を妨げている、官民の情実取引、恣意的な利権の賦与を排除して、一律の適用と曲解・悪用の余地を与えぬ明快な開墾法の樹立と、これにもとづく近代的法治行政施行の主張であり、しかもその背後に、おそらくは井上にとっては傾倒措く与わざる啓蒙専制君主フレデリック大王の「普魯西国を経始するに当り開墾排水を以て其畢生の事業とし、七十三の高齡を以て殂するの前三日まで、尚

此の事業を怠らざりしと云ふ」というエピソードを引用しての統治・牧民についての強い使命感である。

このような井上の姿勢は、当然、官がイニシアティブをとった開拓政策を執ることを内容としているのであるが、薩派の独占裡に特権商人が北海道において利権を獲得し、基礎的な開拓の効率が低下していた状況に対するきびしい批判となって現われる。

すなわち、すでに述べた当時の10年貸下(土地)の規定の廃止、土地払下に対する制限、払下に情実を排除すること、払下を受けても開墾せぬものに対する土地収用などの主張は、明治19年に制定された北海道土地払下規則、明治22年の北海道開墾地租地方税免除(明治22年6月法律18号)の施行による、「自今移住ハ、貧民ヲ植エズシテ富民ヲ植エン、是ヲ極言スレバ、人民ノ移住ヲ求メズシテ、資本ノ移住ヲ是レ求メント欲ス」(明治20年5月、岩村長官施政方針演説書)の政策、すなわち富民に対する借地料の不徴収や地租地方税免除の措置——資本の誘致策が、土地の開墾をすすめるよりもかえって、肥沃地・都市周辺地に対する投機的な土地所有の傾向を助長していることに対する批判としてかかげられたのである。さらにこの点を井上は具体的に「因縁の便を得る者は敏捷に手を廻はして其の膏腴にして且交通に便なる土地を占領することを務め、或は法文の所謂目的確實(第二条)なるに附会して以て十万坪の制限外の土地を得るあり……」、「実際の移住農民の為には着手すべきの地を余さざるに至れり、思慮保護法の意外の結果は、実に開墾の一大障碍を為したり、此の障碍にして法律の力に依り之を割断除去せざれば北海道の開拓は遂に其の目的を達すること能はざるべし。」と述べ、情実的な貸下げの無制限な進行は「北海道の全部は数年ならずして尺寸無主の地を余さざるに至るべきも。実際開墾の事業は尺を進め寸を失ひ、此の新開国は終に退転して再び荒蕪の野となるを免れざらんとす」とまで極言する。

このようにして井上は、漁業とは異なって農業については資本の導入についての期待はうすく、「農事は未だ以て大資本の利用を為すに足らず、且漁業の利、極めて活潑にして、金利常に最高度に達するを以て、農業に向て資本を投する者あることなく、大資本を放下するの大農を招来するの目的は空望に属するを免かれず。将来に北海道の良民たる者は、蓋、自ら耒耜を把るの農夫、又は自ら耕して傍らに小作人を使役する者に過ぎざるべし。」と自作・小作の農経営策を唱える。そして土地払下げは5万坪を限度とし、これを開墾した者にのみ与えることとし、その成果の上に又5万坪の払下げを許可するという、小農による地点からの拡大方式による開拓に期待する。したがって「正当の理由なくして一年間に開墾に着手せざるときは、其の権利を抛棄したるものとせざる可らず。而して従前の規則に依り払下を得て十万坪を超ゆる土地を有する者は。既に開墾に着手したる部分を除く外、原価に依り之を政府に買上べく、亦正当の理由なくして全く開墾に着手せざるものは法律公布の日より一年の後、権利を抛棄したるものと看做さざるべからざるべからず。」と主張する。

この小農の殖民について、井上は、わが国農民にとって伝統的な村落団結の組織形態を北

海道においても援用することを力説、「蓋開墾事業に於ける困難艱苦は免るへからざるの経歴にして、唯た多衆團結互に相扶助し相慰藉するの力は、以て其の困難に打勝つこと能ふべし。且移民の情、離群索寞の境に在るときは、生活の樂を欠き、無聊不快の感に堪へず、心折気屈して半途に事業を抛ち逃亡離散するに至る。故に開墾の経画は、尤村落の組織に注意して、一村自治の基礎を養成するに足らしめざるべからず。」と従来の棄民ともいふべき粗放な殖民事業に対する批判をくだし、「現在移住民は其の郷里の財産を売り、遠く北海道に来るの後、茫乎として私下の手續に迷ひ開墾に従事すること能はず、一二年を経過し、空しく失望の流民となり、路傍に彷徨するものあり。……今宜く開墾地私下法を公布し、移住の望あるものをして明かに其手續を知らしむべく、私下の願は郷里に在り之を其県官に提出するを得しむべく、府県官は願人の身元を調査し、刑法上の失権税法上の公売処分中の者及民法上の破産者及家資財産者たらざること并に其身丁年者たることを証明して、其願書を北海道長官に廻付するに遅延せざるべく、移住者には移住案内一部を下付すべく、移住者を載する汽車及郵便船は其賃錢の半額を免除せしむる等の移民の素質の点検、保護策を唱える。

かくして井上は「凡そ生殖の勢は一より二と進み二より四に進み四より八に進む者なり。従来北海道の農業に於けるは、屯田兵及或る僅少の一部を除く外、未だ生機を生せず、草木の根を著けず雨潦の源に資らざるか如し。今精確なる開墾法に従ひ、例へば、先つ石狩夕張上川の原野に着手し、一里一村、十里一邑、鶏犬相聞へ、人煙相望む、の盛況を見るに至らば、其の他の遠僻の地も亦勸導を仮らずして人民相競ひ、後進者は先進者の模範に依り、容易に其の緒業に就くに至らんは必然なり。」と結論する。

第二漁獵の部では、井上は漁場の貸下についてこれが「姦民空利を射る」路を聞いている事を問題とする。すなわち「現行の規則は毎三年營業の功程を届出へきの条文ありと雖、一人にして数箇所を願ひ下げ、其实数箇所に營業するの力なく、先つ甲所に營業し、次年に乙所に營業し、又次年に丙所に營業して、以て法文を逃るゝ者あり。而して其の一個所に着手するに足るの力を以て他の二個所以上を併せて願ひ下げたるは、他人に賃貸して以て奇利を網せんとするに過ぎず。此れか為に毎年漁場の着手せざる者過半に至ると云。此れ宜く漁場の監督を厳にすべく、而して現行漁獲物の五分税の外に又は之を改めて漁場税を設くるか、又は貸下漁場にして着手せざる者の為に特に其年の漁場税を取むべし。」と述べ漁場の経営を實際の操業者に与えることを主張する。このほか漁船・漁具の改良とそのための融資の路を開くこと、毎年十万に及ぶ漁夫の備貸前取逃亡を防ぐために海員雇入規則の例にならって法律又は行政規則を設けて刑法上または警察上の制裁を行ないうることなどを挙げ、このような手段を通じて、「以上数法を行はゞ、現今の漁獲の額は必其の倍数を得るに至らん。此れ水産専門の人の称ふる所にして予が杜撰の説に非ざるなり。」と強調する。このほか第3の部では、外国人の日本海・オホーツク海における捕鯨・鱈漁・ラッコ密獵の進出跳梁ぶりを指摘、ことにラッコ密獵の対策としては、「海岸三哩の領海たるは、国際法の認むる所たり、我か領海に禁令

を設くるは、陸地に禁令を設くるに異なることなし。其の禁令を侵す者の船舶漁具及捕獲物を警察又は巡視船に差押へ、捕獲物は直ちに之を売払ひ、而して現行条約に依り、領事裁判に起訴したる後、裁判の結果に依り、差押物及売却代金を処分すべし、又密猟船にして正当の船籍又は証明書を所持せざるものは其の何国人たるを問はずして、直に重きは船舶を没収し、軽きは漁具若くは捕獲物を没収することを得べし。」と主張する。このように井上は、外国人の進出に対する漁業資源の保全策と、国民の手による捕鯨をはじめ漁業経営の振興をうながすのである。

つぎに第四資本の供給の部では、北海道における事業拡張の必要にもかかわらず、そのための資本が、第一に漁期の仕込におけるいわゆる「青田借」が金融逼迫を招くこと、第二に交通不便のために内地資本の導入が困難なことから、いちぢるしく不足し、高利金融を招いていることをとりあげ、その対策として、「今資本の流通を誘導し利息を低減せしむるは北海道開拓事業の為に急務たるへし、其の法種々あるへしと雖、先づ二様の銀行を設くること必要なり二様の銀行とは」

「第一 漁採の為に貸出すべき短期貸の銀行、第二 農牧の為に貸出すべき永期貸の銀行」とする。そして甲乙二種のこの銀行を各々の特質に応じて特別の制規を定めることとし、甲については高利、乙については低利を要するとし、「但兩様の銀行俱に現行銀行条例の外には各々特別の免許を付与すべきなり。又兩様の銀行俱に五十万以上の資本に限り、乙は全道に唯一つの会社を許可し、甲は二或は三を許可するに限り少資銀行の競争と投機者の冒険とを防止すべし。」とする。ここで興味あることは、井上が農業融資を専らおこなう銀行の設立を主張したことである。これは当時の北海道の金融が専ら高利の漁業を中心としておこなわれていたことから特に融資条件の不利な農業を振興するために漁業金融とは別個に農業金融機関設立を主張したものとみられるが、これは「欧州は行はるゝ土地抵当銀行の法に倣ひ、其の利益を保護する為に抵当券の発行を或る程度に迄許可せざるへからず而して組合貸借の法亦適当に設けざるへからず。」と欧州の農業開発のための銀行制度を引照したものと見えよう。この主張は明治32年の北海道拓殖銀行法にもとづく拓殖銀行設立の趣旨とも見合うものであるが、それへの先駆的な提言といふことができよう。

第五 交通の部分では、井上は北海道の交通と航運を盛にするために

1. 築 港

2. 造船事業を奨励し及函館に船渠を設く

3. 札幌又は小樽函館間に鉄道を敷く

という主張をおこなう。1については青森港の小湊への移築、青森函館室蘭間の定期航路、函館と室蘭の築港工事、網走築港又はサロマ湖口開さくを、2については造船に対する政府の助成補助、木材供給、函館にドック会社の設立を、3については北海道の冬期航海の不便を克服するためと、函館港の地位が「ウラヂラストックの築港と西比利の鉄路成功したるの日は、函

館は方に太平洋と日本海との間の必由の咽喉」となるとし、道内の石炭販路としての函館への鉄道敷設を主張している。そして、4として、「千島に電信を架設し、及航通を開くの事亦急にすべからず」と主張する。

第六最終の調査の部分では、井上は「開拓使以来全道に大略の経画を定め其の功緒を遺したり今続いて最終の調査を必要とす」と述べ、「北海道全部の経画に付第二に確定を要する者は国防上の位置是なり。陸軍に於ては将来鎮台(屯田本部)を置くに適當なる地は、上川なる敷、又は空知太なる敷、又は札幌なる敷。海軍に於て軍港の位置は、室蘭を適當とする敷、又は青森の大湊を適當とする敷。此等は国防會議の機密に属するものにして、猥りに論議すべきに非ず。然るに国防上の位置確定せざれば經濟上の計画(鉄道及航海線路の如き)亦從て予定し難きものもあるを如何せん。都府及政治上の中心は同一の処たらざるべからず。上川は四通五達の地にして全道の最高陸即ち分水嶺たりと雖、其の海面を抜くの高度なるが為に、随て寒度尤烈に、又神居古丹の急湍あるを以て、石狩川の水運を利用すべからず、此れ果して将来全道の為に政治以の中心点と為すに適當の地なるや否や。燃るに札幌は又永久の都府となすべきや。否や此れ講究すべき問題の第一なり。」などと国防上、政治上の拠点となるべき都市の位置を地勢学的に調査せよと論ずる。このほか最終の調査を行なうべきものとして北海道の河川に対する治水専門家の測定計画、山林専門家の山林・木材調査・鉱学士の探検の必要を論じ、「蓋新国を開拓するには、精密なる學術及専門家の調査を必要とす、故に今日に及て各科の専門家及学士を撰派して急速に十分なる調査報告を為さしめ以て、将来の経画を保証すべし。」と結んでいる。

以上の井上の意見書は、列強の資本主義的な開拓政策の進捗、その脅威に対処して、わが国でもかかる「宇内の大勢」におくれることなく北海道の開拓の急務たることを説き、投機の対象としてのまた粗雑な行政をうけている北海道に、人民土着の必要とその基礎を据えるための立法行政・經濟計画の樹立を説いたものといえよう。しかし人民の土着が直ちに人民の福祉を目的としたものではなく、それがあくまでも新国家形成のための客体としてとらえられているのである。新国家形成の使命感あふれた、しかも冷徹にして目的合理的な能力の高い官僚としての井上にこれ以上のことを期待するのは望蜀であろう。むしろ明治中期の僻遠の地、北海道をいかにするかについての官界在野を問わず、その抜群の認識の高さをこそ評価すべきであろう。

資 料

北海道開墾地払下法(案)

- 一、北海道長官ハ北海道ニ於テ開墾ニ適當ナル土地ノ部分ニ付地理ヲ經画シ順次ニ之ヲ払下クベシ
- 二、經画成リテ払下ヲ行フベキ土地ハ其ノ大地区ヲ一部トシ北海道長官ハ詳細ナル地図及説明書及毎小区ノ地価ヲ記載シ官報ヲ以テ全国ニ告示スベシ
- 三、開墾地一部内ニ於テ五万坪ヲ以テ一小区トシ一戸ノ払下ハ一區ニ限ル但シ其ノ既ニ開墾ヲ成功シタルトキハ更ニ二區以上ヲ払下クルコトヲ得
- 四、開墾地ノ払下ヲ受クベキ者ハ日本帝國成年ノ人ニシテ左ノ各項ノ一ニ触レザル者ニ限ル
 - 一、刑法上ノ失権者又ハ監視中ノ者
 - 二、現在重輕罪ノ訴訟ヲ受クル者
 - 三、国税滯納処分中ノ者
 - 四、旧規則ニ依リ身代限処分ヲ受ケ又ハ民事訴訟法ニ依リ家資分散ノ処分中又ハ処分ヲ受ケ未ダ義務ヲ免レザル者
 - 五、瘋癲白癡者
- 五、第二条ノ告示ヲ為シタル翌日ヨリ九十日ヲ經ルノ後ニ非ザルバ北海道長官ハ何等ノ人ヨリモ払下願書ヲ受取ラザルベシ
- 六、払下願人ハ其ノ住居地ノ部長又ハ市長ニ當テ之ヲ差出スコトヲ得郡長又ハ市長ハ其ノ身元ヲ検査シテ之ヲ証明シ遲延ナク之ヲ北海道長官ニ郵送スベシ郡長又ハ市長ニ當ツル願書ニハ戸長ノ奥書ヲ要セズ
- 七、一部ノ地ノ内ニオケル各区ノ地ニシテ地価同一ナル者ハ願人ハ其願地ノ第何号タルコトヲ指定セザルベク各願人ニ對スル各区ノ配付ハ抽籤法ヲ用井テ北海道庁ノヲ指示スベシ
- 八、価格同一ナラザル特別ノ一區ニ對シテ數箇ノ願人アルトキハ前ニ取りタル願書ノ願人ニ払下グベシ但毎週願書ヲ受付クルハ土曜日ニ限ルベシ
- 九、郵便ヲ以テ送付シタル願書ニシテ土曜日ノ外ニ到着シタルトキハ次ノ土曜日ニ受取りタル者ト看做スベシ
- 十、同日ニ一區ニ對シ數人ノ願書ヲ受取リタルトキハ其ノ受取タル日ヨリ二週間ニ願人ノ間ニ公売ヲ行フベシ 指定シタル公売ノ日ニ於テハ願人ハ自出頭スルカ又ハ名代人ヲ出頭セシムベシ其ノ出頭シ又ハ出頭セシムル者ハ出頭シ又ハ出頭セシメザル者ニ對シ先買權ヲ有スベシ 願人總テ出頭セザルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムベシ
- 十一、固ヨリ北海道ニ住居スル者ハ第六条ノ規定ニ依ラズ直チニ北海道長官ニ願書ヲ差出スベシ 土地ヲ実見シテ払下願ヲ為サント欲スル者ハ第六条ニ依リ予メ其住居地ノ郡長市長ノ身元証明ヲ得テ後前項ニ依リ直チニ北海道長官ニ差出スコトヲ得

- 十二、土地払下ヲ得タル者其ノ代金ノ全額ヲ三十日內ニ完納セザルトキハ払下ノ効力ヲ失フベシ
- 十三、土地払下ヲ得タル者ハ払下ヲ得タル翌日ヨリ一年內ニ開墾ニ着手スルノ義務ヲ負フベシ
若正當ノ理由ナクシテ一年內ニ開墾ニ着手セザルトキハ其ノ所有權ヲ拋棄シタル者トス
- 十四、北海道長官払下ヲ行フベキ開墾地トシテ告示シタル部內ニ於テ既ニ従前ノ規則ニ依リ十
万坪ヲ越エル土地ヲ払下ゲ所有シタル者ハ其ノ時ニ於テ既ニ開墾ニ着手シタル土地ヲ除ク
外、原価ニ依リ制限外ノ土地ヲ買上ゲラルベシ、其ノ所有者ハ買上ヲ拒ムコトヲ得ズ其既
ニ所有シタル十萬坪ノ土地ニ於テ正當ノ理由ナクシテ此ノ法律公布ノ日ヨリ一年內ニ全ク
開墾ニ着手セザルトキハ第十三條ノ例ニ依ル、若其ノ土地ニ就テ一年內ニ開墾ノ功程四分
一ニ進マザルトキハ五萬坪ニ限り同條ノ例ニ依ル
- 十五、北海道長官払下ヲ行フベキ開墾地トシテ告示シタル部ノ外ニ於テ既ニ従前ノ規則ニ依リ
土地ヲ払下ケ又ハ貸下ケタル者ハ仍其ノ旧ニ依ラシムト雖、北海道長官ハ何時タリトモ其
ノ土地ニ向テ此ノ法律ニ依リ払下ヲ行フベキ開墾地トシテ告示シ前條及第十八條ノ規定ニ
依ラムルコトヲ得ベシ
- 十六、従前ノ規則ニ依リ土地ヲ貸下ゲタル者北海道長官ノ告示シタル払下ヲ行フベキ開墾部ノ
外ニ在リト雖、正當ノ理由ナクシテ此ノ法律公布ノ日ヨリ一年內ニ全ク開墾ニ着手セザル
トキハ貸下ノ權利ヲ失フベシ
- 十七、従前ノ規則ニ依リ土地ヲ貸下ゲタル者ハ貸下年期ヲ問ハズ此ノ法律ニ依レル払下ノ時ニ
於テ先買權ヲ有シ及第七條ノ規定ニ依ラズシテ払下願書ヲ差出スコトヲ得ベシ
- 十八、従前ノ規則ニ依リ既ニ十萬坪ノ土地ヲ貸下ゲタル者ハ此ノ法律ニ依レル払下ノ時ニ於テ
特ニ十萬坪ノ払下ヲ得ベシ其ノ既ニ十萬坪以上ノ土地ヲ貸下ゲ開墾ノ功程ヲ竣成シタル者
ハ其ノ既墾ノ土地ヲ拵ゲテ払下ヲ得ベシ但十萬坪ヲ越エル以上ノ未墾ノ土地ハ其ノ土地ヲ
開墾部トシテ告示セラル、ト同時ニ貸下ノ權利ヲ失フベシ
- 十九、従前ノ規則ニ依レル土地貸下人ハ民法上ノ相続ニ依ラズシテ貸下ノ權利ヲ他人ニ売買讓
与スルコトヲ得ズ
- 二十、屯田兵又ハ賑恤ニ因レル移住民及刑期滿限ノ囚徒ニ給付スル土地ハ此ノ法律ノ現定スル
所ノ限ニ在ラズ
- 二十一、五十戸以上農戸團結セル者其ノ團結ニ付部長又ハ戸長ノ証明ヲ得土地払下ヲ願出ル者
ハ一個ノ願人ニ對シ先買權ヲ有スベシ 前項ノ願人ニ對シテハ北海道長官ハ告示セル開墾
部ノ外ニ於テ一團ヲナスベキ地区ヲ撰定シテ之ヲ払下クルヲ得
- 二十二、日本公民權アル一個人又ハ開墾会社ニシテ其ノ準備セル資金及企テタル事業ノ目的ニ
於テ確實ナリト認ムベク而シテ北海道長官ノ指定スル地理經画、道路排水ノ施行ヲ担当ス
ル者アルトキハ北海道長官ハ二百五十萬坪以上ニ限り一部ノ開墾地ヲ拵ゲテ之ヲ払下クル
コトヲ得ベシ此ノ場合ニ於テハ北海道長官ハ此ノ法律ノ精神ニ依リ相當ノ監督方法及功程

年期ヲ設クベシ 前項ノ起業者其ノ約束ニ違ヒ又ハ期限内ニ功程挙ラザルトキハ北海道長官ハ何時タリトモ其ノ開墾ニ着手セザル部分ヲ買戻スベシ

二十三、此ノ法律実施ノ日ヨリ従前ノ北海道土地貸下及払下規則ノ条項ニシテ此ノ法律ト矛盾スル者ハ其ノ効力ヲ失フベシ

二十四、従前ノ規則ニ依リ貸下又ハ払下ヲ願出未ダ処分ヲ経ザル者ハ更ニ此ノ法律ノ命ズル所ニ依リ願出ルノ外前ノ願出ハ其ノ効力ヲ有セズ

二十五、此ノ法律ヲ施行スル為ノ細則ハ内務大臣之ヲ定ムベシ

二十六、此ノ法律ニ依リ開墾地トシテ告示スル部ノ外ニ於テハ、北海道長官ハ便宜ニ土地貸下ヲ行フコトヲ妨ケズ

註) 上記の法案は井上の「北海道意見」によると「今予と意見を同じくする友人某氏の開墾法案を私草せる者を得て、立法者の資料に供する為に」示したものとある。